

仕 様 書

- 1 業務名 札幌市中央老人福祉センタータイルカーペット張替業務
- 2 業務場所 札幌市中央老人福祉センター
大広間、廊下（別紙図面参照）
札幌市中央区大通 19 丁目 1-1 電話：011-614-1001
- 3 履行期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 28 日（月）まで
- 4 業務概要 大広間及び廊下タイルカーペット張替え及び張替えに伴う廃材等の処分
- 5 張替え時の現場条件
 - (1) 作業日程、時間については、施設担当者と打ち合わせのもと行うこと。
 - (2) 作業にあたっては、センター利用者の安全対策を行うこと。
 - (3) 作業実施者は会社名入りネームプレート又は腕章等を着用すること。
 - (4) 音が出る作業については、事前に施設担当者まで連絡すること。

6 業務内容等

(1) カーペットの張替

	張替範囲	カーペット張替面積
①	大広間	81 m ²
②	廊下	107 m ²

※ 張替面積については概ねの目安であるため、細微な誤差が想定される。正確な面積は現地にて確認すること。（図面及び写真参照）

※ 既存床カーペットを撤去し、必要に応じて撤去跡の下地補修を行う。その後、接着剤を使用し、新しいタイルカーペットを張り付けること。ピールアップ工法で施工を行うこと。

※ 廊下について、別紙図面及箇所新たにコーナーグリップを取り付け、カーペットの押え処理を行うこと。

(2) 廃材処分

張替えにより発生した廃棄物については、各種法令等を遵守し、受託者の責任において適正に処分すること。

(3) その他（物品の移動について）

各室における椅子や棚等の作業中の移動については、受託者において行うこと。

7 カーペットの条件

種類	種別、寸法(mm)等		選定品
タイルカーペット	ループパイル	パイル長(3.5mm) 厚さ(※6.5mm)	サンゲツ N T 700

- ・耐久性と弾性回復力に優れていること（重歩行であること）。
- ・防炎性に優れていること（防炎認定品であること）。
- ・原着ナイロン組成であり、耐候性に優れていること。
- ・防汚性に優れていること。
- ・色についてはグレーやブラウン系等の汚れが目立ちにくい暗色を基本とするが、事前に施設長に確認のうえ、決定すること（納品に支障がないよう、余裕をもって確認しておくこと）。
- ・上記選定品以外の同等品で参加する場合は、担当者にメーカーや型番、品質情報を提供の上、現物サンプル等を持参し、同等品・規格確認書への確認を得ること。また、同書は入札の際に提出すること。

8 揮発性有機化合物対策

本業務の履行に際しては、揮発性有機化合物等の少ない材料（接着剤を含む）、又は含有していない材料（接着剤を含む）の使用に努めること。使用する材料は揮発性有機化合物6物質ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレンの含有や使用の有無を安全データシートSDS等で確認する。

6物質の内、いずれかの1物質でも含まれる材料を使用した場合は室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認するものとする。

また、業務時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物等の発散を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

9 揮発性有機化合物の室内濃度測定

受注者は、揮発性有機化合物6物質を含む材料（接着剤を含む）を使用した場合又は安全データシート等で含有や使用していないことを確認できない場合は、室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認し、担当者へ報告すること。なお、測定方法等については、以下のとおりとする。

(1) 測定物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

(2) 測定方法

ア 居室の窓及び扉（造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む）を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。

- イ 居室の中央付近の床から概ね1.2mから1.5mまでの高さにおいて採取を行うこと。
- ウ 採取時間は、吸引方式では30分以上継続して、同時に又は連続して2回以上行うこと。拡散方式では8時間以上とする。(拡散方式とは、測定バッチ・パッシブサンプラー)
- エ ホルムアルデヒドは、DNPH誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法によるものとする。
- オ その他の揮発性化合物は、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組合せによる。

10 提出書類

契約締結後、以下に定める書類を担当者に提出すること。

- (1) 契約締結後すみやかに
 - 業務工程表 1部
- (2) 完了後すみやかに
 - ア 業務報告書（記録写真等） 1部
 - イ 完了届 1部
- (3) 随時
 - 担当者が必要と判断し指示するもの

11 その他

- (1) 業務の内容や業務施工部分および業務仕様等に疑義がある場合は、速やかに業務担当職員と協議を行わなければならない。
- (2) 業務作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに担当者に連絡をすること。
- (3) 発生材の処理は適法に処理を行うこと。
- (4) 施行前後を含め、施工状況を撮影した記録写真を提出すること。

12 問い合わせ先

担当課：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課高齢福祉係

担当者：松田、阿部 電 話：011-211-2976

①大広間



②廊下

【湯沸室・教養講座室前廊下】



【教養講座室1・2前廊下】



【機能訓練室1・2前廊下】

【機能訓練室前廊下（入口部①）】

※赤入れ箇所にはコーナグリップを新たに設置



【機能訓練室前廊下（入口部②）】

